

平成26年12月1日から

「児童扶養手当法」の一部が改正されます。

これまで、公的年金(※)を受給する方は、児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金の額が児童扶養手当の受給額より低い方は、その差額分を受給できるようになります。

《※》遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

鏡野町にお住まいの方が児童扶養手当を受給するためには、鏡野町への申請が必要です。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

◆お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合

◆父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

◆母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

支給開始日

◆手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合、平成26年12月分の手当から受給できます。

◆平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、母子又は父子家庭、父母が重度の障害などの状態にある世帯などの児童を養育する方が受給できる手当で、受給のためには必ず申請が必要になります。

また、児童扶養手当の額は、手当を受給する方及びその世帯の生計中心者の所得額によって異なります。

〈参考：児童扶養手当の月額〉(平成26年4月～)

●子ども1人の場合

全部支給：41,020円

一部支給：41,010円～9,680円

(所得に応じて決定されます。)

●子ども2人以上の加算額

2人目：5,000円

3人目以降1人につき：3,000円

母子・寡婦福祉資金の貸付対象が父子家庭にも拡大しました。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、母子及び寡婦福祉資金の対象が父子家庭にも拡大しました。

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度については、鏡野町のホームページに資料を掲載しております。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係

電話(0868)54-2986

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を募集しています。入居を希望される人は、申込期限内にお申し込みください。

住宅名	ヴィラヤマセミ団地
住戸名	7号室
所在地	鏡野町富東谷4-14-9
募集戸数	1戸
間取り/構造	2DK/木造平屋建
賃金	20,000円/700円 家賃の3ヶ月分
入居条件	(1)鏡野町に住所又は勤務地を有する方 (2)現に同居し、又は同居しようとしている親族(婚姻予定者を含む。)のある方 (3)前年の世帯の合計所得が100万円以上ある方 (4)住宅に困窮していることが明らかな方 (5)税金、その他公共料金の滞納が無い方 (6)暴力団員でないこと
その他	(1)入居希望者が多数となる場合は、住宅困窮度の高い方から決定となります

申込期限 平成26年12月19日(金)まで
入居予定日 平成27年1月下旬以降の見込み

お申し込み・お問い合わせ先

鏡野町建設課 電話(0868)54-2989